70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者・長寿医療（後期高齢者医療）制度被保険者の皆さんへ

現在、国民健康保険に加入している70歳以上の方には「高齢受給者証」が、後期高齢者医療制度に加入している方には「後期高齢者医療被保険者証」が交付されています。8月1日を基準日として7月下旬にそれぞれの一部負担金割合の負担区分判定が行われます。

70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療被保険者を除く）

現在お持ちの高齢受給者証は有効期限が平成20年7月31日となっています。

一部負担金割合の判定を行った後、**7月末に新しい高齢受給者証を全員に郵送します。**

後期高齢者医療被保険者の方

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証は有効期限が平成21年7月31日となっています。

一部負担金割合の判定の結果、**現在お持ちの被保険者証の負担割合に変更が生じる方のみ、7月末に、新しい被保険者証を郵送します。変更のない方は現在お持ちの被保険者証を引き続きお使いください。**

一部負担金割合（1割負担・3割負担）の判定基準

同一世帯に平成19年中の課税所得額が145万円以上の被保険者（国民健康保険高齢受給者の場合は、70歳以上75歳未満の方）がいる方は、現役並所得者として「3割負担」となります。ただし、その該当者の収入が383万円未満（2人以上の場合は合計が520万円未満）の場合は申請することにより、「1割負担」になります。

なお、平成19年中の課税所得額が145万円未満の場合は、一部負担金割合は「1割負担」になります。

※一部負担金割合が「1割負担」と判定された70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療被保険者を除く）の自己負担割合は、平成21年4月1日から「2割負担」となる予定です。

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線107・110）へ。

平成20年度の介護保険料について

介護保険は、40歳以上の人が全員納める保険料、国や地方公共団体の負担金、利用者負担金を財源に運営されています。保険料は、みんなで制度を支え合う大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

65歳以上の方には、保険料額を記載した納入通知書を郵送します。保険料は、次のいずれかの方法によって納付していただきます。納付方法は原則として特別徴収（年金から天引き）となります。

①特別徴収（年金から天引き）

昨年度、特別徴収で納付していた方は、原則として今年度も特別徴収となり、年金から自動的に天引きされます。

②普通徴収（納付書による納付、または口座振替）

本年4月以降に65歳になった方や転入された方、年金の額が年間18万円未満の方、老齢福祉年金および恩給のみ受給されている方等は普通徴収となり、市町村や金融機関の窓口で納付書による納付をしていただきます。なお、普通徴収では口座振替のご利用も可能です（特別徴収と口座振替による納付を混同されないようご注意ください）。

③特別徴収と普通徴収の併用

今年度から特別徴収が開始される方や年度途中で所得段階が上がった方等は、特別徴収と普通徴収の併用となる場合があります。

◎介護保険料の激変緩和措置制度

介護保険料の激変緩和措置を平成20年度も平成19年度と同じ金額で継続して実施することになりました。

問い合わせ／大里広域市町村圏組合介護保険課（☎501・1330）、または寄居介護保険事務所（健康福祉課内、☎581・2121内線124）へ。

長寿医療（後期高齢者医療）制度の納付通知書を発送します

被保険者の方には、保険料額を記載した納付通知書を、7月中旬にお手元に届くよう郵送しますので、記載内容をご確認ください。この納付通知書により7月から来年2月までの計8回保険料を納めていただくことになります。なお、この制度に加入される前、社会保険の被扶養者だった方は、実際の納付は10月からとなります。

また、年金から保険料が天引きされる被保険者の方には、保険料額決定通知書兼納入通知書を郵送します。この通知書により本年10月に支給される年金から天引きを開始します。12月、2月の天引き保険料も記載されていますので、ご確認ください。

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線110）へ。

募集します！ 寄居町職員

町では、次により町職員を募集します。

職種・人員／①一般事務職・若干名、②技術職（建築）・若干名、③保育士・若干名、④保健師・若干名

受験資格／①一般事務職　昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた日本国籍を有する方、②技術職（建築）昭和53年4月2日以降に生まれた日本国籍を有する方で、1級建築士または2級建築士の有資格者、③保育士　昭和57年4月2日以降に生まれた日本国籍を有する方で、保育士の有資格者（平成21年3月31日までに資格取得見込みを含む）、④保健師　昭和57年4月2日以降に生まれた日本国籍を有する方で、保健師の有資格者（平成21年3月31日までに資格取得見込みを含む）

試験期日／第1次試験9月21日（日）※第2次試験は第1次試験合格者について行います。

応募要領／応募書類に必要事項を記入し、次の受付期間内に提出してください。応募書類等は、総務課（役場3階）または男衾・用土両連絡所で配布しています（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時30分。ただし連絡所は午後5時まで）

受付期間／7月29日（火）から8月5日（火）までの午前8時30分～午後5時30分。郵送の場合は8月4日（月）までの消印を有効としますので注意してください。

受付場所／総務課（役場3階）

問い合わせ／総務課（☎581・2121内線314・316）へ。

ありがとう善意の寄附

次の方々から寄附をいただきました。温かな善意に感謝し、ご報告します。

【社会福祉のため】

▶金10,000円＝（株）シバサキ製作所　レクリエーション委員会　様

▶金83,801円＝寄居町カラオケ愛好会　（代表　吉田久良）様

▶金46,300円＝宗教法人正龍寺　菖蒲龍兆　様

【児童福祉のため】

▶ぞうきん（100枚）＝大字金尾　新井晴子　様

【高齢者福祉のため】

▶金133,790円＝神奈川県海老名市　鈴木実　様

【役場庁舎敷地の緑化のため】

▶樹木（モチノキ1本）＝寄居ライオンズクラブ　会長　滝沢登　様

【中間平緑地公園の維持管理のため】

▶金20,000円＝さいたま市大宮区　寺山とみ子　様

【総合体育館利用者のため】

▶掛時計＝大字寄居　岩田久子　様

年金あれこれ

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入します

国民年金は、老齢、障害、死亡などの事態に、基礎的な生活保障をするため、すべての人に共通の基礎年金を支給する制度です。厚生年金や共済組合の加入期間がある方には、それぞれの加入期間分の年金が基礎年金に上乗せして支給されます。

公的年金の加入者は3種類

第1号被保険者…自営業、学生等で、第2号被保険者や第3号被保険者に該当しない方

加入手続／町民課に届出をします。

保険料／月額14、410円（平成20年度）

納付方法／①納付書で金融機関やコンビニエンスストアで納付、②口座振替で納付、③クレジットカードで納付、④インターネット等で納付（電子納付）

住所変更手続／町民課に届出をします。

第2号被保険者…厚生年金、共済組合の加入者（会社員、公務員）

加入手続／勤務先に届出をし、勤務先が社会保険事務所に届出をします。

保険料／給与から天引きされます。

住所変更手続／勤務先に届出をし、勤務先が社会保険事務所に届出をします。

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

加入手続／配偶者の勤務先に届出をし、勤務先が社会保険事務所に届出をします。

保険料／配偶者の加入する厚生年金等の制度全体が負担しますので、個別に納める必要はありません。

住所変更手続／配偶者の勤務先に届出をし、勤務先が社会保険事務所に届出をします。

電話や戸別訪問によるご案内

国民年金保険料が未納と思われる期間がある場合、社会保険事務所職員や国民年金推進員のほか、委託された業者が納付や申請免除制度などのご案内を行っています。

土・日曜日、夜間も、電話や訪問をしていますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

国民年金保険料の納め忘れがある場合には、将来老齢基礎年金が受けられなくなったり、年金額が少なくなったりします。また、思わぬ事故や病気のときに、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。年金権を守るため、納め忘れがないようにしてください。

不審電話にご注意を！

社会保険事務所職員等を装って、ご家族の勤務先や電話番号などを聞きだそうとしたり、保険料をだまし取ろうとする事件が発生していますのでご注意ください。

問い合わせ／国民年金電話センター（☎525・1844）、熊谷社会保険事務所（☎522・5158）、町民課（☎581・2121内線108・109）へ。